

# 監査報告書

学校法人石田学園

理事会 御中

評議員会 御中

令和8年5月27日

学校法人石田学園

監事 信原 弘

監事 南條 泰

私たちは、学校法人石田学園の監事として、私立学校法第52条第1項及び学校法人石田学園寄附行為第30条第1項の規定に基づき、令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）第59期会計年度におけるこの法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を実施しましたので、次の通り報告いたします。

## 1. 監査の方法及びその内容

監査にあたり、理事、内部監査室その他の職員と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況を調査いたしました。

また、会計監査については、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人から監査報告書の提出及び報告を受け、必要に応じて説明を求め、計算関係書類につき検討を加えました。

## 2. 監査の結果

- （1）事業報告及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- （2）計算関係書類及び財産目録の会計監査人監査の監査方法及び結果は相当であると認めます。  
また会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制は、相当であると認めます。
- （3）理事の職務の執行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- （4）法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

以上